

## 日本語史資料としての仮名文書

―禁止の「不可」を使用する仮名文書から―

辛 島 美 絵

### 第一節 研究目的

本稿は、平成二六年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究課題「日本語史資料としての中世仮名文書の研究―『話し言葉』資料としての書状類の検証―」（課題番号二四五二〇五一八）の一環であり、辛島美絵（二〇一四）の考察に続くものである。

辛島美絵（二〇一四）では、禁止の「べからず」に着目し、『徒然草』と比較しつつ、仮名文書の文体の特色について考察した。<sup>(注)</sup> 調査対象としたのは、仮名書きの「へからず」「へカラス」の用例がある一四世紀初めの仮名文書一三三通と、一三世紀中頃の北条重時の家訓二通であるが、調査の結果、仮名文書の禁止には、次の（１）～（５）のような傾向があることが分かった。

- (1) 具体的な話題において使用される
- (2) 相手の物理的行動、動作を禁止する
- (3) 細かな状況設定をする
- (4) 相手の動作に関心を据え、動作にそって叙述する
- (5) 具体的に叙述する

比較対象とした『徒然草』は右とは正反対なので、この傾向の差は両者の読み手や情報の質の相違等によるものと考えた。仮名文書の（１）～（５）の傾向は、実生活で情報を伝達する際の特徴がその文章に現出したものと見られる。（１）のように具体的な話題が多いのは、仮名文書が現実社会の事柄に関わる情報の伝達を目的として作成されたものだからであり、（２）のように物理的行動の禁止が多いのも、それが実社会と直接的に関係するものだからであろう。実社会においては心中よりも行動の方がはるかに影響が大きい。そして、（３）（４）のように状況設定が多く、相手の動作に関心をもって叙述されるのも、それが特定の相手に向けた現実世界における指示―様々な事態が発生する中で、ある特定の事態が起こった場合にこう対応しろという相手への指示―だからである。当事者以外に関心を呼ぶ必要は無く、特定の人だけを相手として作成するのであるから、抽象化、単純化をせず、（５）のように具体的にありのままに叙述するのだと思われる。

「べからず」の仮名書き用例を調査したのは、仮名資料であ

る『徒然草』との比較のためであるが、仮名文書には「べからず」を「不可」と漢字で表記する例も存する。そこで本稿では、漢字書き用例の「不可」を取り上げて仮名文書の文体・表現について考察する。

## 第二節 研究方法と調査対象

本稿で漢字書き用例の「不可」を取り上げる理由は、次の二点である。

(一) 一通の仮名文書の中で「べからず」の仮名表記例と漢字表記例が混在することはあまりなく、「へからず」「へカラス」を使用する仮名文書と、「不可」を使用する仮名文書は二分される。大略、前者の仮名文書は仮名書き部分が多く、後者の仮名文書は漢字書き部分が多い。そこで、漢字用例「不可」を有する文書を調査し、右の(1)～(5)の傾向が仮名文書の禁止例全般にわたるものであるかを検証する必要がある。

(二) 本研究の目的は、仮名文書の資料性の解明であるが、仮名文書の資料性の根本は、仮名を用いるということにある。仮名を用いることによる文体・表現の特色を明確にするために、同じ仮名文書でも、「べからず」の仮名用例を有する文書と漢字用例を有する文書―すなわち仮名書き部

分が多い文書と少ない文書―との傾向の差異を検証することは有効な手段だと考えられる。

調査対象とするのは、『鎌倉遺文 古文書編』所収の一四世紀の仮名文書のうち、「不可」の用例を有する文書で、かつ原本の写真が収集できた文書一二二通である。(別表1)は、『鎌倉遺文 古文書編』所収の一四世紀の仮名文書の点数と「べからず」の用例を有する仮名文書の関係を示した表で、(別表2)は、(別表1)の仮名文書のうち、辛島美絵(二〇一四)ならびに本稿で調査対象とした点数―仮名文書の原本写真を収集できた点数―を示した表である。

別表の「文書の種類」欄は、辛島美絵(二〇〇三)で行った作成目的や宛先による仮名文書の分類(「下達文書」「上申文書」「証文類」「書状」「神仏に奉る文書)による。文書の原本の写真は、管理形態等によつて入手のしやすさに差があるため、(別表2)の原本写真は、伝存する仮名文書の種類の比率に等しく収集できたわけではない。しかし、(別表1)の仮名文書数に照らして、大きな偏りはないものと考えられる。

(別表2)の(一)内の数値は、「べからず」の諸用法のうち「禁止」の用例を有する文書数である。本研究では、表現における相手への働きかけの強さに着目するため、「禁止」の用例には、典型的な禁止用法に加え、結果として行動を禁止・規制すると思われる例も含めた。さらに、相手と自分との約束として、自

分の行動に「不可」を使用する場合も仮名文書には多いため、「しない意思」を表す用法も「禁止」の用例に含めた。つまり、本稿で「禁止」としたのは、相手（宛所）の行動や相手が関与できる事柄について用いられた「不可」、ならびに自分（書き手）や自分側の人の「くしない」意思を表現した「不可」である。

（別表2）のA欄の漢字用例を有する仮名文書では、次の①のように漢字主体で書かれている文書が九割を占める。残りの一割は②のように、漢字書き部分と仮名書き部分とがそれぞれ半分程度である文書が殆どだが、③のように仮名主体で書かれた文書も少量存する。<sup>（注2）</sup>

① 謹辞、売渡進永作手島新立券文事。

合巻段者、…中略…

右、件島元者、布敷宗久相傳之島也。雖然、依有直要用、限永代、佛念御房仁、所奉売渡進之明白實也。且本證文等副進之。若以後日、此島をは売放給事候ハ、速本直物をもて、可被給之者也。全不可有他人之妨。仍為向後龜鏡、新立券文之状如件。

正安貳年<sup>庚</sup>十二月十日 布敷宗久（略押）

（正安二（一二三〇〇）年二月一〇日 布敷宗久島地売券  
撰津勝尾寺文書 二七卷二〇六八〇号二五四頁 写真<sup>（注3）</sup>）

② ゆつりわたす、ちやくし生松丸分。

さつまの國さつまこほり

やまとのゐん

いちくのゐんちとうしき

かこしまの郡同なかよし<sup>母一期ののちちきやうすへし</sup>

十二嶋のちとうしき

さぬきの國くしなしの保<sup>上村 此内上殿給ハ資久 下村 一期之後可令知行之</sup>

同くもんみやう

同みつなりみやう

しなのゝ國太田の庄内南郷

ふせんの國そゑたの庄<sup>副田三郎次郎種信跡</sup>

しもつさの國さむまの郡内ふかわの村

同こほりの内おしての村

同かいのはうの村

同しもくろさきの郷

同ほんとの村

右、於所領等者、生松を嫡子として所讓与也。若生松男子なくハ、舍弟生駒知行すへし。凡道鑑か所領相傳輩分者、子々孫々のすゑまでも、後家并女子に、永代不可讓之。至一期分者、不及誠。又他人をも子にして、一期永代不可讓之。於背此讓状仁之知行分者、立惣領仁可申給。仍為後證讓状如件。

元徳三年八月九日 沙弥道鑑<sup>在判</sup>

（元徳三（一二三三一）年八月九日 島津道鑑貞久讓状案 島津文書 四〇卷三一四九〇号二六八頁 写真）

③ ゆつりわたす、ひせんのくにとまちの浦のうち、きりくいのりの事。

四至 ひんかしハむすひまつより、わうこのさかゐ、り

うのこしまのもとへ、うみをかけ候へく候。

右、つるいぬ丸に、えいたいをかきりて、ゆつりわたすところ也。不可有後日妨之状如件。

正安四年五月廿四日 沙弥時願（花押）

平時通（花押）

（正安四（一二三〇二）年五月二四日 深堀時願（時仲）時通

連署讓状 肥前深堀家文書 二八卷二一〇八〇号九頁 写

真

右を見ると分かるように、仮名文書における「不可」は、前後が漢字書きである部分に用いられる。②のような仮名・漢字半程度の文書、あるいは③のような仮名主体の文書では、いずれも文書内に漢字書きが連続する部分が存しており、漢字用例「不可」は、その漢字書き部分で使用されている。特に仮名主体の文書で使用される場合は、漢字書き文書由来の定型的文書中（③では「不可有後日妨之状如件」）での使用にほぼ限定されることに注意すべきである。これは、一通中に漢字用例・仮名用例の両方を有する文書を見ると分かりやすい。漢字用例と仮名用例の両方を有する文書は少ない（上申文書に二通、証文、書状に各一通）が、次の④⑤のように、漢字書きが連続す

る部分で「不可」が、それ以外の仮名書きの部分で「へからす」が使用されている。前後部が仮名書きで用例部分のみが「不可」と表記される例や、前後部が漢字書きで用例部分のみが「へからす」と表記される例は、今回の調査では確認されなかった。

④ うりわたす、むめつちやうふくしならひにしん御たうのしむしきのもんその事。

右、件のもんそハ、あまちゑんならひに本一ハうのでより、たうゑかひとるところなり。しかるを、あたいのセに肆拾貫文に、かのもんそ本所の御下知等一通をのこさす、大輔注記御房寛舜・刑部卿律師御房禪快二、永所奉売渡實也。但このうりふみのうゑハ、雖不可有子細、延慶元年二かいとりてのち、應長元年に本所の御下知を申候しとき、本一ハう二申あハせて、ちゑんにあてゝ御下文を申給候あいた、かさねてちゑん・本一ハうのさりしやうにかけゆさゑもんのせうの證判状をとりくして、そゑわたしたてまつるもの也。さらくゑらんわつらひあるへからす。よて後日のために売文状如件。

（正和元（一二三二二）年一月三〇日 道恵文書売券 尊經閣古文書纂十五 四六卷五一九四六号一〇〇頁 写真）

⑤ …。而今度御力者か申詞を、令旨こそゑて被下候に、在家六字こほちのけらるゝよし、見えて候へハ、永代の証抛にて候。昨日の令旨以下、御力者か申詞、不可被失候。炭竈乃新儀の在所の事、在家減少事、此両条にてこそ、沙汰の題目にて候

つれ。木戸乃事八、こほちのくへきよし、常住々人等在京時領状を申候ぬる上八、縦いかなる雖有子細、それによるへからす。いさゝかものこさす、とりのくへきにて候。さためて御力者とも…。

〔文保元（一二二七）年〕 二月二十五日 快舜書状 国会図書館蔵明王院文書 三四卷二六四八六号二七六頁 国立国会図書館デジタルコレクション「葛川文書」

漢字仮名交じり文が一般的にそうであるように、仮名文書でも助動詞は仮名表記される傾向が強いが、「べからず」については、漢字用例「不可」の方がむしろ優勢である。（別表1）を見ると分かるように、漢字用例を有する仮名文書は相当数存し、仮名用例を有する文書の点数を上回っている。「べからず」の漢字表記例が比較的多く存し、〈漢字書き連続部分で使用される〉（仮名主体の文書では定型的文言中に使用される）といった現象が見られるのは、仮名文書が、漢字専用文書の「不可」の表記を語単位ではなく、句や節、文にわたる範囲で継承した結果とみることができよう。これは、同じく漢字専用文書から受け継がれた助動詞「なり」の現れ方とは対照的である。「也」表記は単語単位で継承され、仮名連続の中に単独で存しうる。漢字用例「不可」が「也」と違って右のような用いられ方をするのは、「べからず」が漢文訓読系の表現であるという語彙面の理由、漢字では語順が転倒する等の表記面の理由のほか、文

字の機能面等からも複合的な理由が考えられようが、ここでは措き、仮名文書における仮名の多寡と文体・表現の関係を考察するのに適した指標として「べからず」があることを確認しておく。

### 第三節 調査結果

〈別表2〉のA欄の禁止の漢字用例を調査し、第一節に挙げた（1）～（5）の傾向の有無を検証した結果、いずれの傾向も認められることが分かった。よって、この傾向は仮名・漢字を問わず、当時の仮名文書の禁止用例全般にわたると見てよい。一方で、仮名用例を有する文書と漢字用例を有する文書とすなわち仮名書き部分が多い文書と少ない文書との傾向の差異に着目した場合、前者の文書は、特に（3）（4）（5）について、後者よりさらに個別的で細かい事情が表現される場合が多いことが分かった。以下、具体例を挙げて説明する。

第三節第一項（1）「具体的な話題において使用される」、

（2）「相手の物理的行動、動作を禁止する」傾向について

第一節に（1）として挙げた「具体的な話題において使用される」傾向と、（2）として挙げた「相手の物理的行動、動

作を禁止する」傾向については、〈別表3〉に掲げた禁止の漢字用例の一覧を参照されたい。〈別表3〉の「話題」欄には、「不可」が使用されている話題を挙げ、「禁止される行為」欄には、「不可」によって禁止されている行為を挙げた。右側に○を付したのは物理的な動作・行動が禁止されている例である。

「話題」欄を見ればわかるように、「不可」が使用される話題は、具体的な生活上の事柄にほぼ限定されている。前掲の例で見ると、①が畠地の売却について、②③が所領の譲渡について、④が文書の売却についての話題である。これらは証文の例だが、証書類で禁止が用いられるのは、文書の作成目的である相続、譲渡、売却、権利等の事柄に直接関係する話題ばかりである。同様に、下達文書の禁止用例では、庄園の運営や、業務の権利、恩賞等、上申文書の禁止用例では所職の補任や、陳状の内容、代官の非法、名田の管理等が話題であり、これらも文書の作成目的に直接的に関わっている。書状は、右の文書類に比して作成目的が多様だが、実生活上の具体的な話題で使用されている点では他の文書類と同様である。たとえば、前掲の⑤で禁止が用いられている話題は証拠文書についてであり、次の⑥の曼殊院の慈嚴に宛てた花園上皇書状では、長日行法の日取りであり、⑦の金沢文庫の静恵書状では、京中の御用事（仏具、金具の手配）である。

⑥修行相應日時、若於本書被勘出事候者、必々可示給候也。長

日行法雖不可懈怠、猶又取別日時相應之時、殊可勵自行之由、思給候之間、本説不審候也。必々可示給候。

〔元弘元（一三三一）年八月〕 花園上皇書状 山城曼殊院  
文書 四〇卷三一五八七号三〇五頁 『宸翰英華』 乾 図版  
九九・一〇〇〕

⑦何事もく、京中御用事ハ、万事承候て、沙汰仕候へく候。只々佛具二かき候て、相構く不可承給候。不可思儀く、まうわくの者候也。然者、自身か不可口物に成候ぬと存候て申候。返々金具等事ハ、不可蒙仰候。

〔嘉元四（一三〇六）年〕 静恵書状 金沢文庫文書 三〇卷  
二二七三七号三八頁 『特別展 鎌倉への海の道』 五七頁〕

また「禁止される行為」欄を見ると分かるように、禁止されるのは物理的な動作・行動がほとんどである。前掲の例では、①の「全不可有他人之妨」と③の「不可有後日妨」が妨害を禁じ、②の「永代不可譲之」が譲渡を禁じ、④の「不可有子細」が売却事実への異議を禁じ、⑤の「不可被失候」が文書を失うことを禁じ、⑥の「不可懈怠」が長日行法の懈怠を禁じ、⑦の「不可承給」「不可蒙仰」が仏具の依頼を請けることを禁じた例で、いずれも生活上での物理的な振る舞いを禁止している。一方、心理的な動作を禁止する例としては次の⑧などが挙げられるが、用例数はわずかである。

⑧相互身としても、人をかたらいても、腹黒害心の意、不可存

候。若此条偽申候者、奉始上梵天・帝尺、日本國中大小神祇冥道・熊野三所権現、殊正八幡大菩薩、別八当院河上大明神并村々鎮守神罰冥罰、行義可罷蒙也。

（嘉曆二（一二三二）年八月二十五日 藤原行義・同真義契約起請文 大隅志々目文書 三八卷二九九四三号二九七頁 写真）

なお、辛島美絵（二〇一四）では、意味上では動作の禁止であつても、形式は「名詞＋あり」を上節語とするものが仮名用例に多いことを指摘したが、これは漢字用例でも同様である。漢字専用文書に多い「不可有（名詞）」の型を継承したものであろう。

### 第三節第二項

（3）「細かな状況設定をする」、（4）「相手の動作に関する動作に心を据え、動作にそつて叙述する」、（5）「具体的に叙述する」傾向について

（3）（5）の「細かな状況設定をする」「相手の動作に心を据え、動作にそつて叙述する」「具体的に叙述する」という傾向については、証書類を取り上げて検討する。証書類を取り上げるのは、仮名用例の多くが証書類の譲状と売券の例だからである。<sup>(註五)</sup> 証書類の漢字用例について（3）（5）の傾向を調査し、次いで、証書類の仮名用例と比較を行う。

辛島美絵（二〇一四）では、『徒然草』の「べからず」が個別の動作ではなく事柄に重点を置き、概括的、総括的に述べる<sup>(註六)</sup>のに対し、仮名文書の「べからず」は、細かな状況を設定しつつ、個別の動作に視点を置き、具体的な動作にそつて述べる場合が多いことを、次の⑨の例ほかを挙げて指摘した。

⑨をよそさいれんかふんりやうのうち、せた・あかいけのふんと申、うへしまのふんと申、いつれのものにもこけにもゆつりあたへたらんを、われあにゝてあれハとて、おさへあうりやうせん二おきて□、さいれんかりやうと申、はゝかりやうと申、いそもりやうちすへからず。いつれもをやのいきたる時、代くわんニたてゝ、さたの事をぎゝたれハとて、おやのはからひをそむきて、のこりのことものゆつ□□はすへからず。上つかたの大しのさたあらん時ハ、みなよりあいてさはく□□□、そりやくのきあるへからず。よてこ日のためにゆつり状如件。

（延慶三（一二三二）年一〇月九日 さいれん譲状 阿蘇文書 阿蘇惟之氏藏（熊本県立美術館寄託）三一巻二四〇九三号 三一二頁 『阿蘇家文書修復完成記念 阿蘇の文化遺産』 三三六号）

⑨は、阿蘇文書の「さいれん譲状」の一部であるが、最初の一文では、「りやうち（領知）す」を禁止するにあたり、禁止の理由（をよそさいれんかふんりやうのうち、せた・あかいけの

ふんと申、うへしまのふんと申、いつれのことにもこけにもゆつりあたへたらんを)、禁止をする条件(われあにゝてあれハとて、おさへあうりやうせん二おきて□)、禁止する対象の範囲(さいれんかりやうと申、はゝかりやうと申、いそも)のように、文中に、禁止に関する状況を具体的に設定して叙述する。続く「ゆつ□□はすへからず」の文でも同様で、「ゆつ□□す(譲りをす)」を禁止するにあたり、禁止する条件(いづれもをやのいきたる時、代くわん二たてゝ、さたの事をきゝたれハとて、おやのはからひをそむきて)、禁止する対象の範囲(このりのことものを)を具体的に設定して述べている。最後の文でも「そりやくのき(疎略の儀)」を禁止するにあたり、禁止をする条件(上つかたの大しのさたあらん時ハ)が前文に具体的に示されている。叙述の方法も、波線のように「ゆつりあたへたらん」という自分の動作から「おさへあうりやうせん」という相手の動作を想定して「いそもりやうちすへからず」と相手の動作を禁止し、「代くわん二たてゝ」という自分の動作から「さたの事をきゝたれハとて」「はからひをそむきて」という相手の動作を想定して「ゆつ□□はすへからず」と相手の動作を禁止する。

このような仮名用例の傾向は、漢字用例にも認めることができる。たとえば、前掲の①や次の⑩は売券の例であるが、①では「所奉売渡進之明白實也」という事実を明示した上で、「若

以後日、此島をは売放給事候ハ、」という具体的な状況の設定をし、「本直物をもて、可被給之」という具体的な行動を指示して、これらの事柄について「全不可有他人之妨」と禁止する。また⑩では「瑠璃王殿ニ奉売渡事實也」という事実を明示した上で、「文保三年ヨリ陸年間ハ」という具体的な状況の設定をし、「請返」という動作を禁止している。次いで「若六年間二河成タラハ」という予想される状況を設定し、「本錢ヲ可弁」という具体的な行動を指示する。①や⑩は、売券の典型的な文章の型である。

⑩奉売渡質券田地事。…中略…。右、件田地、行實相傳之私領也。而依有要用、直錢六貫文二、瑠璃王殿ニ奉売渡事實也。文保三年ヨリ陸年間ハ、不可請返。若六年間二河成タラハ、本錢ヲ可弁。但：

〔文保三(一三二九)年二月二五日 行宝田地売券 高野山文書又続宝簡集三十六 三五卷二六九五六号八九頁 国宝

高野山文書CD-ROM版 宝簡集・続宝簡集・又続宝簡集〕

讓状でも同様で、たとえば、前掲②では、「生松を嫡子として所讓与也」という行為を明示し、「若生松男子なくは」と具体的な状況設定をし、「舎弟生駒知行すへし」と動作を指示をし、次いで「凡道鑑か所領相傳輩分者、子々孫々のすまても」 「後家并女子に」「永代」のごとく禁止する対象の範囲や期間を明記して「不可讓之」と禁止をする。また、次の⑪の例でも、

「尼真妙相傳之私領也」という事実、「字虎松女譲与者也」という行為を明示した上で、「即雖可手繼副渡、惣目録タル間」という具体的な状況と理由を示して「不能副渡」と動作の不可能を述べ、「本券之面ヲ毀畢」のごとく動作の実行を伝えて、この譲渡に対する妨害を「全不可有他人之妨」と禁止する。

⑪譲与、水田新立券文事。…中略…。右、件水田元者、尼真妙相傳之私領也。而字虎松女譲与者也。即雖可手繼副渡、惣目録タル間、不能副渡、本券之面ヲ毀畢。更以不可有他妨者也。仍勒新券文之状如件。

（嘉曆三（一二三二八）年六月 尼真妙田地譲状 内閣文庫蔵  
大和国古文書 三九卷三〇三〇〇号七二頁 写真）

すなわち、(3) (5) の表現の傾向―細かに状況設定をし、動作にそって具体的に述べる―は、証書類における禁止表現の型だといつてよい。

一方、仮名用例と漢字用例の差異を見ると、仮名用例を有する文書は、漢字用例を有する文書より (3) (5) について、さらに個別で細かい事情を述べる場合が多い。<sup>(註七)</sup> 前掲の⑨の譲状のように「われあにゝてあれハとて」や「さたの事をきゝたれハとて」といった相手の行動の動機、心情まで想定して表現する例、あるいは次の⑫の売券のように「いらんわつらい」を禁止するにあたり、「しちにをきて、ひさしくなるといふとも、うけ候へきちからなきあいた」のごとく、売却に至る書き手の

個別的事情を詳しく述べる例等は漢字用例の文書では見出しにくい。

⑫さりたてまつるやしき畠の事。

合壹所者、在 むめつのくわんをん堂北  
しゝさかいハ、本けんにみえたり。

右、件やしきハ、九郎光吉か重代さうてんしりやうなり。ゑうようあるにやて、四条ほりかわのあねんの御房二、本けん・てつきらをあいそへて、しちにをきて、ひさしくなるといふとも、うけ候へきちからなきあいた、はなち状を、たてまつるところ實也。さらにのちのいらんわつらい申へからす候。仍はなち状如件。

（嘉曆四（一二三二九）年三月七日 はたの光吉屋敷畠売券  
東京大学史料編纂所蔵長福寺文書 三九卷三〇五二九号  
一六三頁 東京大学史料編纂所「所蔵史料目録」データベース  
ス（一）

また、個別で細かい事情を説明する際には、漢字主体の文書には見られない和語的な表現が用いられることも多い。たとえば、次の⑬の仮名用例では、譲渡を禁止する際に「おもはんこ一人よりほかハ、ゆつるへからす」のごとく「おもはんこ」という和語的な表現をするが、同様の内容は漢字用例では、⑭の波線部のように「器量」の有無で表現されるのが通例である。<sup>(註八)</sup>

⑬ゆつりわたすちやくし左京進に。…中略…。右、そりやうハ、

くんこうのち也。しそむさまたけあるへからず。たといなん  
しおほしといふとも、おもはん一人よりほかハ、ゆつるへ  
からず。又もしなんしなくハ、二なん次郎三郎にゆつるへし。  
又ミくうしにをいてハ、せんれいにまかせてつとむへし。も  
し又ふりよのほかに、左京かところめされハ、二郎三郎申給  
るへし。のちのわつらいあらしかために、しひちにかきをく  
ところ、くたんのことし。

〔文保元(一一三二)年一〇月二二日 島津久長自筆讓狀 島  
津伊作家文書 三四卷二六四〇一号二三五頁 写真〕

⑭一、尚無實子、又彼童所存チカイ、代々遺言可背所存見候ワ  
ン時者、一族中二何雖為末仁、誠志其器量見候者、養子可讓  
与。若其可然無器量物者、雖為他人、此状趣守程器量候者、  
養子可讓与。諭亦雖為實子、如此無志之器量、以我志計讓与  
事、努努不可有。

〔元徳三(一一三三)年三月五日 熊谷直勝讓狀 熊谷家文  
書 四〇卷三一三七六号二〇四頁 写真〕

以上、漢字用例を有する文書にも仮名用例を有する文書と同  
じく(3)く(5)の傾向が認められること、仮名用例を有  
する文書では(3)く(5)について漢字用例を有する文書  
より個別的で細かい事情が表現される場合が多いことを、証文  
類について述べた。

### 第三節第三項 書状について

証文類以外の文書類については、仮名用例が少ないため、漢  
字用例と仮名用例との比較はできないが、漢字用例に(3)  
く(5)の傾向が存することは認められる。なかでも書状の  
漢字用例には、禁止の理由として書き手の状態や個別的な事情  
を細かに述べるものが見出される。たとえば、前掲の⑦では  
「返々金具等事ハ、不可蒙仰候」の理由として「不可思儀く、  
まうわくの者候也。然者、自身か不可口物に成候ぬと存候て申  
候。」のごとく書き手の個人的な状態・事情が述べられる。ま  
た、次の⑮は金沢貞顕書状の例で、貞顕が剣阿に「わざわざお  
越しになることはない」と伝える部分であるが、「有入御」を  
禁止する理由として「減氣のうゑハ、此雨に定路次もあしく候  
らん」のごとく現在の雨の状況を踏まえた書き手の心遣いが示  
される。

⑮昨日御報、委細承候了。貞將祈禱事、御沙汰之条、喜悅候。  
自昨日夕方得少減候。諸医等昨日來臨候し、何も不可有子細  
之由、令申候之際、悦存候。明日可有入御之旨、輔貞語申候。  
減氣のうゑハ、此雨に定路次もあしく候らん、不可有入御候。  
兼又葉茶すらせられ候て給て候。為悦候。：

〔文保元(一一三二)年〕 金沢貞顕書状 金沢文庫文書  
三四卷二六一三九号一三九頁 『金沢文庫資料図録 書状編

## 一『三七号』

書状以外の文書類は、作成目的が絞られており、文書としての一定の様式に則って、書き手から相手へ一方的に伝達される場合が多い。たとえば、讓状（前掲の②③⑨⑪⑬⑭等）はいずれも、書き手から子孫への一方的な通知である。これに対し、書状の作成目的は多様であり、しかも、書き手と相手の間を往來する。よって、相手や使者の言葉を踏まえた表現がされることが多く、証文類のような型どおりの単純さはない。たとえば、右の⑮で、「昨日御報」を受けて「喜悦候」と表現し、「輔貞語申候」を受けて「不可有入御候」と表現することくである。加えて、書状には、〈別表2〉のように禁止以外の「不可」の例も多く、また、禁止表現と直接に関わらない部分にも仮名書きの和語的表現が多々見出される。

これらは、辛島美絵（二〇〇三）に指摘した書状の表現の多様性を示すものと捉えられる。仮名文書の書状の表現の特色を明示するには、禁止の「べからず」を指標とした検討のみでは不十分であり、別の視点・指標（注九）も付加して調査・考察を重ねていく必要がある。

## 第四節 まとめ

漢字書きの禁止の「不可」の用例を取り上げて検討した結果、第二節に（一）として挙げた〈仮名用例と同様の傾向が漢字用例に見られるかどうか〉については、

仮名文書には、禁止「べからず」の仮名用例、漢字用例を問わず、文学資料である『徒然草』と比較して、（一）〜（五）のような表現の特色が見られる。

ことが明確になり、（二）として挙げた〈「べからず」の仮名用例を有する文書と漢字用例を有する文書―すなわち仮名書き部分が多い文書と少ない文書―との差異〉については、

仮名文書の特に証文類においては、仮名用例を有する文書の方が、漢字用例を有する文書よりも、（三）（四）（五）について、さらに個別的で細かい事情が表現される場合が多い。

ことを指摘した。以上により、仮名文書の文体の特色として、仮名文書の表現の具体性、実社会の相手や物事に即した個別性を示すと共に、仮名書き部分が担っている役割の重要性の一端を提示できたかと思う。ただし、書状については、

- ・漢字用例を有する文書においても、禁止の理由として書き手の状態や個別的な事情を細かに表現する例がある。
- ・相手や使者の言葉を踏まえた表現がされることが多い。

・禁止以外の「不可」の例も多い。  
 ・禁止表現と直接に関わらない部分にも仮名書きの和語的表現が多々見出される。

等、他の文書類に比べて表現が多様であり、禁止の「べからず」を指標とした今回の検討のみでは、その特色を十分に明示できなかった。

今後は、本稿で指摘した仮名を用いることによる表現の詳細性、個別性について、その実態と特色をより明確に提示すべく調査・検討を進め、書状の表現の多様性についても考察を重ねてゆきたい。

## 注

(注一) 仮名文書の定義については『日本語学研究事典』の「仮名文書」の項を参照。仮名文書を日本語史資料として研究することの意義、特に鎌倉時代の仮名文書に着目する理由等については、辛島美絵(二〇〇三) 参照。

(注二) 具体的には、A欄の二二二通のうち、漢字主体の文書が一〇九通、仮名漢字半分程度の文書が一〇通、仮名主体の文書が三通である。漢字主体、仮名漢字半分、仮名主体といった文書の分類はおおまかなものであるが、分類方法については辛島美絵(二〇一) 参照。

(注三) 用例には適宜句読点を付した。括弧内には、年月日、文書名、伝来の

文書群名、『鎌倉遺文 古文書編』巻号頁、写真が掲載されている文献名(あるいは公開されているデータベースや画像)の順に挙げた。単に「写真」とのみ記載したのは筆者が収集した原本の写真に依るという意味である。

(注四) 辛島美絵(二〇〇三) 第二章第四節、第三章第六節、辛島美絵(二〇一) 参照。

(注五) (別表2) B欄の禁止の仮名用例を有する文書は全一一九通のうち一〇二通が証書類である。また、証書類のうちでは、讓状・置文が六〇通、売券・去文が三〇通であり、その大部分を占めている。同様にA欄の禁止の漢字用例を有する文書は全九三通のうち五〇通が証書類で、そのうち讓状・置文が一六通、売券・去文が二七通である。

(注六) たとえば、「双六の上手と云し人に、その手立を問ひ侍しかば、『勝たんと打つべからず。負けじと打つべきなり。いづれの手か、とく負けぬべきと案じて、その手を使はずして、一目なりとも遅く負くべき手に就くべし』と言ふ。道を知れる教へ、身を治め、国を保たんと道も、又しかなり。」(第一一〇段『新日本古典文学大系三九 徒然草』一八五頁)のような例では、誰でもどんな場合でも双六では「勝たんと打つべからず。負けじと打つべきなり」という概括的な知識・心構えの伝授であり、特定の人が特定の場合においてどうすべきかというような細かな状況設定はしていない。相手の動きではなく、双六の勝ち方に関心がある叙述である。

(注七) ただし、仮名用例を有する文書には、左のように表記以外は漢字専用

文書と同様であり、単に漢字を仮名に変えた、たけのようなものもある。

ゆつりわたす、美濃國鶉飼西庄上三ヶ村今村藤四郎入道かやしき名田の事。

合田田貳段以上八反也。

右、件のやしき名田八、了道重代相傳の所領也。しかるを、おい新三郎に、限永代を、ゆつりわたしをハリぬ。了道か子々孫々二いたるまで、いらんをいたすへからず。もしいらんをいたすともからあらハ、父子てきたいとして、さいくわに申をこなふへき也。仍後日のために、ゆつり状如件。

正安二年正月廿三日

沙弥了道(花押)

〔正安二(一二三〇〇)年正月二三日 了道讓状 熊谷家文書 二七卷 二〇三六三九一頁 写真〕

〔注八〕「若毘沙松無男子者、一門中器量之仁仁、可讓与之也。女子・他人等七不可讓之」〔正中三(一二三二六)年三月一七日 中臣良親讓状案 堀不

二丸氏文書 三八卷二九四三九号八七頁 写真 も同様。また「一門中以相叶意之仁可讓之。他人他門之族不可讓与之」〔正嘉二(一二二五八)

年七月一九日 小早川(本仏)茂平讓状案 小早川家文書 一 一卷 八二六八号二九〇頁 影写本〕のごとき例もある。前者は脱稿後に表記を確認したので〔別表3〕には入っていない。後者は漢字専用文書の例。

〔注九〕(別表1)のごとく、書状では、仮名用例を有する文書点数の比率が、漢字用例のそれに比較して低い。それが書き手の特色(教養、性別、

職務他)とどのように関わるかという視点からも検討していく必要がある。

### 【参考文献】

〔研究書・論文〕

辛島美絵(二〇〇三)『仮名文書の国語学的研究』清文堂出版

辛島美絵(二〇一)「仮名文書の資料性―奉書をめぐって(序)―」『興風』

二二三(興風談所設立三〇周年記念特集号)

辛島美絵(二〇一四)「日本語史資料としての仮名文書―仮名文書と『徒然草』

『九州産業大学国際文化学部紀要』五七

〔事典・資料集・データベース〕

『阿蘇家文書修復完成記念 阿蘇の文化遺産』熊本大学・熊本県立美術館編

二〇〇六年

『金沢文庫資料図録 書状編一』神奈川県立金沢文庫編 一九九二年

『鎌倉遺文 古文書編』竹内理三編 東京堂出版 一〜四二卷 一九七一〜

一九九一年 補遺一〜四卷 一九九四〜一九九五年

『CD-ROM版 鎌倉遺文』竹内理三・東京大学史料編纂所編 東京堂出版

二〇〇八年

『国宝 高野山文書 宝簡集・続宝簡集・又続宝簡集 CD-ROM版』高野山霊

宝館所蔵・編集 二〇〇四年

国立国会図書館デジタルコレクション 国立国会図書館ホームページ

『宸翰英華』 帝国学士院編 一九八八年 復刻版 思文閣出版

『新日本古典文学大系三九 方丈記 徒然草』 久保田淳校注 岩波書店

一九八九年

東京大学史料編纂所「所蔵史料目録データベース」 東京大学史料編纂所ホームページ

ムページ

『特別展 鎌倉への海の道』 神奈川県立金沢文庫編 一九九二年

『日本語学研究事典』 飛田良文他編 明治書院 二〇〇七年

【付記】 古文書の写真を収集するに当たっては各所蔵者（機関）の許可と御協力を頂戴しました。厚く御礼を申し上げます。

〈別表1〉 『鎌倉遺文』所収14世紀の仮名文書点数と用例を有する文書数との関係

| 文書の種類   | 『鎌倉遺文』所収14世紀の仮名文書点数 |              |              |
|---------|---------------------|--------------|--------------|
|         |                     | 漢字用例を有する文書点数 | 仮名用例を有する文書点数 |
| 下達文書    | 140                 | 22           | 14           |
|         | 5%                  | 6%           | 4%           |
| 上申文書    | 442                 | 47           | 19           |
|         | 16%                 | 12%          | 6%           |
| 証書類     | 1074                | 155          | 255          |
|         | 38%                 | 41%          | 80%          |
| 書状      | 1030                | 133          | 15           |
|         | 36%                 | 35%          | 5%           |
| 神仏に奉る文書 | 156                 | 23           | 15           |
|         | 5%                  | 6%           | 5%           |
| 合計      | 2842                | 380          | 318          |
|         | 100%                | 100%         | 100%         |

〈別表2〉 別表1のうち原本（写真）の調査を実施した点数

| 文書の種類   | A 漢字用例を有する文書点数 | B 仮名用例を有する文書点数 |
|---------|----------------|----------------|
| 下達文書    | 6<br>(4)       | 3<br>(3)       |
|         | 5%             | 2%             |
| 上申文書    | 19<br>(14)     | 13<br>(9)      |
|         | 16%            | 10%            |
| 証書類     | 53<br>(50)     | 110<br>(102)   |
|         | 43%            | 83%            |
| 書状      | 44<br>(25)     | 3<br>(2)       |
|         | 36%            | 2%             |
| 神仏に奉る文書 | 0<br>(0)       | 4<br>(3)       |
|         | 0%             | 3%             |
| 合計      | 122<br>(93)    | 133<br>(119)   |
|         | 100%           | 100%           |

\* 下段の（ ）内は禁止用例を有する文書数。

〈別表3〉 禁止の「不可」の用例一覧

|    | 原本(写真)の用例(適宜、読点等を付した)   | 話題         | 禁止される行為   | 文書名           | 文書群・所蔵者    | 和暦年月日       | 『鎌倉遺文』号数 |
|----|---|------------|-----------|---------------|------------|-------------|----------|
| 1  | 此御公事物等者、買主可致沙汰、依之不可有人夫等宛催事、於彼等者、任總領支配状仁、可致沙汰、   | 公事について     | 宛催す<br>○  | 源頼親在家売券案      | 上野長楽寺文書    | 文保2年10月18日  | 26809    |
| 2  | いまのまほり衆のらうれうにても候へ、その外一同ひやうちやう候八んする儀二、全いき不可申候、   | 一同の評定について  | 異儀申す<br>○ | 新源次・明達連署契約状案  | 京都大学蔵明王院文書 | 文保2年2月2日    | 26540    |
| 3  | 内野事、本自塔原にて候うへ、祖父円信并祖母信運号市比野の内、子細を申事候はさりしうへ八、友家更不可申異儀候、  | 土地の知行について  | 異儀申す<br>○ | 友家証状          | 薩摩入来院文書    | 嘉元3年3月10日   | 22131    |
| 4  | …之由、被載御教書候之上者、可被披見之旨、有其沙汰、評定衆・在京人已下、悉被召御前、被読聞候畢、此上者、不可有異儀候之処、                                       | 事件の対応について  | 異儀<br>○   | 倉栖兼雄書状        | 金沢文庫文書     | (嘉元3年)5月16日 | 22218    |
| 5  | 彼井料田事、委細承候了、明日可被差下御使之由、同承候畢、被打渡井料田候者、溝又如元可堀通候之条、不可有異儀候歟、是も明日可下知候、更不可有等閑候也、                          | 井料田の打渡について | 異儀<br>○   | 道恵書状          | 東寺百合文書や    | (徳治3年)7月3日  | 23310    |
| 6  | 右、西熊谷者、直勝重代相伝之所領也、然間、直氏永代譲与畢、但坪付四至境事、不可違本譲、   | 譲渡地の境について  | 違う<br>○   | 熊谷直勝譲状        | 熊谷家文書      | 元徳3年3月5日    | 31376    |
| 7  | 直勝知行分者、不殘段歩、永代至直氏之子々孫々譲与畢、坪付四至境事者、本譲見、少モ不可違、尚有別紙、   | 譲渡地の境について  | 違う<br>○   | 熊谷直勝譲状        | 熊谷家文書      | 元徳3年3月5日    | 31376    |
| 8  | 一 当庄御公事役事者、行運有計沙汰之上者、少不可違先例、能々可勤仕、禁事以下事、行運譲明鏡也、此旨可存知、   | 公事役について    | 違う<br>○   | 熊谷直勝譲状        | 熊谷家文書      | 元徳3年3月5日    | 31376    |
| 9  | 一 八幡大藏御祭以下事、其不可違先例、能々可勤仕、   | 祭の勤仕について   | 違う<br>○   | 熊谷直勝譲状        | 熊谷家文書      | 元徳3年3月5日    | 31376    |
| 10 | 右、条々如斯、一々存知此旨、一分不可違様々遺言、仍譲状如件、  | 所領の譲渡について  | 違う<br>○   | 熊谷直勝譲状        | 熊谷家文書      | 元徳3年3月5日    | 31376    |
| 11 | 岩切村事 …悔還之、限永代、所譲与家明也、為本主素意悔還之、譲与事者、為傍例上者、不可有違乱、   | 所領の譲渡について  | 違乱<br>○   | 浄妙(留守家政)譲状    | 陸奥留守文書     | 正安2年5月21日   | 20788    |
| 12 | 八幡西三味田老町売進候了、何様煩も出来之時者、其明不事行者、以本直一倍、不日可弁償者也、且公家・武家号徳政、雖有売地買地之沙汰、於此名田者、更不可致違乱、又沽却上者、作人分、何にもあてられ候へく候、 | 田地の売却について  | 違乱<br>○   | 利綱田地売券        | 東寺百合文書な    | 延慶3年11月28日  | 24122    |
| 13 | 至于諸公事、随分限、可令配分也、此外雖為一事、不可成違乱、仍譲状如件、   | 所職等の譲渡について | 違乱<br>○   | 武光法忍(師兼)譲状    | 入来院文書      | 応長2年6月17日   | 24569    |
| 14 | 永所沽渡于おみの字鬼王太郎実正也、更々未代不可有違乱者也、   | 田地の売却について  | 違乱<br>○   | 物部光延田地売券      | 伊勢光明寺文書    | 元応元年10月20日  | 27286    |
| 15 | 其与里於北者、盛高未満天、不可申違乱煩、  | 土地境について    | 違乱煩い<br>○ | 鎮西下知状案        | 肥前青方文書     | 元徳元年9月25日   | 30736    |
| 16 | 一 彼供僧以下曾不可有煩、增至寺家田畠山河栗林等、聊不可有違乱煩、若下地損亡之時者、於地頭沙汰可入立、何々事々未代無退転之様、可有計、                                 | 所領の管理について  | 違乱煩い<br>○ | 熊谷直勝譲状        | 熊谷家文書      | 元徳3年3月5日    | 31376    |
| 17 | 就中、行運之譲状明鏡上者、何庶子不可有違乱煩、若聊於有申子細之輩者、可為行運死骸敵対、若左様時者、可申行罪科、   | 所領の譲渡について  | 違乱煩い<br>○ | 熊谷直勝譲状        | 熊谷家文書      | 元徳3年3月5日    | 31376    |
| 18 | 右、件たんな八、孫四郎重代相伝来也、雖然、依有直要用、広峯源大夫殿代銭四百文、限永代所沽渡実也、全以不可有違乱煩者也、若此たんなに相違事出来者…                            | 檀那の売却について  | 違乱煩い<br>○ | 広峯孫四郎檀那売券     | 播磨肥塚文書     | 元亨4年10月11日  | 52036    |
| 19 | 行義与弥義契役申子細事、右、於自今以後者、相互不可有遺恨不審、付大少事被見繼、可奉見繼、  | 同盟の契約について  | 遺恨不審<br>× | 藤原行義・同真義契約起請文 | 大隅志々目文書    | 嘉暦2年8月25日   | 29943    |

日本語史資料としての仮名文書

|    |  |                  |              |   |                |                 |              |       |
|----|--|------------------|--------------|---|----------------|-----------------|--------------|-------|
| 20 | 将又、天下一同之御得政出来とも、不可申一儀候者也、  | 檀那の売却について        | 一儀申す         | ○ | 広峯孫四郎檀那売券      | 播磨肥塚文書          | 元亨4年10月11日   | 52036 |
| 21 | 所詮、先年十ヶ条和与状を、被進寺家畢、其一ヶ条二、於下地者、守弘安御下知、永不可申越訴之由、書載之処、今更何下地和与事、承諾之旨、可令申哉、                               | 下地の和与について        | 越訴           | ○ | 備後大田荘雜掌了信書状    | 高野山文書宝簡集九       | (嘉暦4年)3月13日  | 30533 |
| 22 | 且如此疲条々非法横行重役等天、迷百姓等是非、失東西、閣是非令逃脫、云不便次第、且依被致非法悪行、已云成当島荒所、就公私為不吉御代官者哉、無改易当御代官者、不可還住百姓等旨、一同仕上者、安堵仕否仰上裁、 | 代官の非法について        | 還往           | ○ | 伊予弓削島荘領家方百姓等申状 | 東寺百合文書し・き       | 正和3年9月 日     | 25238 |
| 23 | 副進 一通 永仁二年諸衆御置文案(改定信正所職永不可還補山事)  | 所職の還補について        | 還補           | ○ | 紀伊天野社長床衆申状案    | 高野山文書宝簡集三十八     | (正安2年?)      | 20589 |
| 24 | 抑山臥者領家也、信正者庄官也、理豈可然哉之由、申披露之処、信正悪行無比類之上者、改定所職、尽未來際、不可令還補之由、諸衆二箇度之御置文明白也、                              | 所職の還補について        | 還補           | ○ | 紀伊天野社長床衆申状案    | 高野山文書宝簡集三十八     | (正安2年?)      | 20589 |
| 25 | 京中連々騒動、御内若輩、又或帶弓箭、或隨甲冑宿直、仰侍所、当番之外、不可祇候由、雖被加禁制候、漫隠居、恐怖之腸、焼肝候き、  | 宿直について           | 祇候           | ○ | 倉栖兼雄書状         | 金沢文庫文書          | (嘉元3年)5月16日  | 22218 |
| 26 | 返々金具等事ハ、不可蒙仰候、此外ハ何事も々々可、   | 京中御用事について        | (金具等依頼の)仰を蒙る | ○ | 静忠書状           | 金沢文庫文書          | (嘉元4年?)      | 22737 |
| 27 | 子息等ハ、不可有其憚之由、同令申之間、今朝召盛久、長崎左衛門入道直令申候云々、然者、御禁忌者、不可有之候、  | 養母死去の服喪について      | 禁忌           | ○ | 崇顕金沢貞顕書状       | 金沢文庫文書          | (元徳元年9月24日)  | 30737 |
| 28 | 如此契約申候也、子孫不可背此契状候、   | 田地の売却について        | 契状に背く        | ○ | 寛成田地売券         | 東京大学史料編纂所蔵長福寺文書 | 元応2年8月2日     | 52004 |
| 29 | 当所天王九月九日すまうの料足二、米菴斗、無退意転進申候、此外不可有公事課役等候、後々未代彼議状者、本文書もちもあるへく候、  | 田の年貢について         | 公事課役         | ○ | はせのつね長田議状      | 摂津勝尾寺文書         | 嘉暦2年11月3日    | 30066 |
| 30 | 未剋出京、其後関東御使鴉沼□□□□□左衛門尉□西時進発、不可有別子細之由、被載御教書候之上者、可被披見之旨、有其沙汰、  | 事件の対応について        | 子細           | ○ | 倉栖兼雄書状         | 金沢文庫文書          | (嘉元3年)5月16日  | 22218 |
| 31 | 遺跡人ハ、雖誰人候、不可苦候上二、御存知之事にて候へハ、更々不可有子細候也、   | 称名寺修理用途について      | 子細           | ○ | 倉栖兼雄書状         | 金沢文庫文書          | (徳治2年)2月2日   | 22846 |
| 32 | 御雜掌数日御在京候て、今二成候て、如此被申候、返々無念候、尚々自元落居事候之間、雖不可有子細候、ちと御侍候へと被申候、  | 荘園の下地分について       | 子細           | ○ | 道助書状           | 高野山文書宝簡集一       | (徳治2年力)6月15日 | 22985 |
| 33 | 用口事、当時宮田庄方、如被申候者、河水の余□□にてハ、早魁□□□、当庄□作□をやしなひ候事、定難叶候歟、且上古兩庄和与候□□時、□□二自上井口をあけ□□□ハ、満足不可有子細候歟、            | 井料田の打渡について       | 子細           | ○ | 東寺雜掌頼尊書状案      | 東寺文書百合外         | (徳治3年?)      | 23322 |
| 34 | さて此分ハ、不可及被申入候歟と尋候つれハ、左候、此条ハ不可有子細候と申候き、此上ハ、忿御申状御沙汰あるへくや候覧、  | 国衙濫妨停止の沙汰の要求について | 子細           | ○ | 寛嚴書状           | 東寺百合文書ハ         | (正和3年力)11月3日 | 25286 |
| 35 | 抑此入道間事、預所方へ能々被仰候了、委細入道申候処、御口入之条、如此被申候上ハ、向後も不可有子細候、   | 口入について           | 子細           | ○ | 継秀書状           | 京都大学藏明王院文書      | (正和4年)4月10日  | 25473 |
| 36 | 若背彼状、雖為一事、後日變改仕、申子細候ハ八時ハ、奸訴の罪科二可奉被申行候、所詮、此旨を、両方より可申入奉行所候、よて不可有子細候、                                   | 和談の結果について        | 子細           | ○ | 源祐清契状          | 島津家伊作文書         | 元亨4年2月22日    | 28680 |
| 37 | 今年よりハ、御寄符御領年貢二百六十貫文者、不可有子細由、泉涌寺信証房被申候之間、...  | 年貢の進上について        | 子細           | ○ | 僧頼惠書状          | 東寺百合文書リ         | (正中2年?)6月17日 | 29075 |

|    |   |              |            |   |                 |                 |              |       |
|----|---|--------------|------------|---|-----------------|-----------------|--------------|-------|
| 38 | 頭二ハ我ラ両三人か名田等を、永代石包名へ、被取流まいらせ候八二、不可有子細候、   | 誓約の条件について    | 子細         | ○ | 美濃大井荘名主等連署契約状   | 百卷本東大寺文書七二卷     | 嘉暦2年閏9月11日   | 30000 |
| 39 | 周防前司使節事者、不可有子細之由承旨候、委旨者、以別状可令申候、  | 周防前司使節について   | 子細         | ○ | 崇顕金沢貞顕書状        | 金沢文庫文書          | (元徳元年)正月23日  | 30875 |
| 40 | 一 佐東倉敷事、直氏永代譲与畢、沙汰事者、自元存知上者、不能委細、押領物事、泰繼之時、被成御下知之上者、不可有子細、  | 横領物について      | 子細         | ○ | 熊谷直勝讓状          | 熊谷家文書           | 元徳3年3月5日     | 31376 |
| 41 | しかるを、あたいのせに肆拾貫文に、かのもんそ本所の御下知等一通をのこさず、大輔注記御房寛舜・刑部卿律師御房禪快二、永所奉売渡実也、但このうりふみのうゑ八、雖不可有子細、…   | 文書の売却について    | 子細         | ○ | 道恵文書売券          | 尊経閣古文書纂十五       | 正和元年11月30日   | 51946 |
| 42 | 於基副參段者(所当已下段別如前、)西明御分仁被沽却之上者、不可及子細候、  | 田地の売却について    | 子細         | ○ | 寛成田地売券          | 東京大学史料編纂所蔵長福寺文書 | 元応2年8月2日     | 52004 |
| 43 | 若乍請申候、致懈怠候八、六親ニモ縣召候八二、都口不可申子細候、   | 鳥居柱引の雑用について  | 子細を申す      | ○ | 梶取重安請文          | 東大寺文書四ノ七十一      | 徳治3年7月29日    | 23325 |
| 44 | 重百姓申云、被仰付穩便之仁者、不可申子細由申之、  | 代官の任命について    | 子細を申す      | ○ | 伊予弓削島荘百姓・預所問注記録 | 東寺百公文書          | (正和3年?)      | 25364 |
| 45 | 百姓申云、任古御文書、重地下之公文於被注載之分限者、努々百姓等不可申子細者也云々、   | 年貢の分限について    | 子細を申す      | ○ | 伊予弓削島荘百姓・預所問注記録 | 東寺百公文書          | (正和3年?)      | 25364 |
| 46 | 爰宗安いさゝか所存を申につきて、御下知違背狼藉之由、御沙汰之条、おとろき存するあいた、於自今以後者、更不可申子細、   | 領知の知行の下知について | 子細を申す      | ○ | 宗安田地去状案         | 豊前永弘文書          | 文保元年12月16日   | 26470 |
| 47 | 尚々彼は難渋之時八、権門勢家路次をきらハす、見合高質を、何度可被取物也、其時敢不可申子細候、  | 田地の売却条件について  | 子細を申す      | ○ | 与三田地売券          | 九条家文書           | 元亨元年8月7日     | 27828 |
| 48 | 又雖何新儀御徳政出来候、是者以別儀御契句、一口も不可子細申候、仍爲後日沙汰、売券文之状如件、  | 田地の売却について    | 子細を申す      | ○ | 佐伯元久・同道久連署売券    | 安芸野坂家文書         | 正慶2年2月15日    | 31990 |
| 49 | 沽渡但馬国さゝきのたんなの事、右、件たんな八、…、限永代所沽渡実也、全以不可有違乱煩者也、若此たんなに相違事出来者、的部北条郷内久吉御名内孫四郎領知分、…、限永代可被領知者也、其時不可申一口子細者也、將又、天下一同之御得政出来とも、不可申一儀候者也、 | 檀那の売却について    | 子細を申す      | ○ | 広峯孫四郎檀那売券       | 播磨肥塚文書          | 元亨4年10月11日   | 52036 |
| 50 | …口相返候へハ、企出京登山候事も、不可思立候へとも、如此有御心得、蒙仰候上者、今一度いとま申二まいり候へく候、   | 出京登山の企てについて  | 思い立つ       | × | 近江葛川住人等申状案      | 国会図書館蔵明王院文書     | (文保2年)3月13日  | 26590 |
| 51 | 而今度御力者か申詞を、令旨こそゑて被下候に、在家六字こほちのけらるゝよし、見えて候へハ、永代の証拠にて候、昨日の令旨以下、御力者か申詞、不可被失候、  | 証拠文書について     | 失う         | ○ | 快舜書状            | 国会図書館蔵明王院文書     | (文保元年)12月25日 | 26486 |
| 52 | 差定大福寺舞装束修理料三貫文定置起請文事、件元者、不嫌有縁無縁、於無三貫文者、不可借之者也、若違此之旨物ナラバ…惣者日本六十余州大小神祇・冥道御罰、若衆等身中、厚深可罷蒙、  | 舞装束借用について    | 借る         | ○ | 遠江大福寺舞装束借用起請文   | 遠江大福寺文書         | 元応2年3月5日     | 27394 |
| 53 | 乘南問答し候之様八、年貢上候ぬ、無子細候処二、謀書して入候間、不可用、先預所を被補候てハ、公人不被下、又ハ謀書人なりと被定置て候、弁房神妙候て、被仰下、定実心、日来競望事有之間、都不可叙用候由、百姓等二令下知候とて、使者罷返了、            | 謀書について       | 叙用         | ○ | 実心書状            | 東寺百公文書          | (元亨4年力)2月16日 | 28673 |
| 54 | 何事も々々、京中御用事ハ、万事承候て、沙汰仕候へく候、只々仏具二かき候て、相構々々不可承給候、不可思議々々、まうわくの者候也、   | 京中御用事について    | (仏具の依頼) 承る | ○ | 静恵書状            | 金沢文庫文書          | (嘉元4年?)      | 22737 |

日本語史資料としての仮名文書

|    |  |                      |            |   |               |               |               |       |
|----|--|----------------------|------------|---|---------------|---------------|---------------|-------|
| 55 | 凡道鑑か所領相伝輩分者、子々孫々のすゑまでも、後家并女子に、永代不可譲之、至一期分者、不及誠、  | 所領の譲渡について            | 譲る         | ○ | 島津道鑑貞久譲状案     | 島津文書          | 元徳3年8月9日      | 31490 |
| 56 | 又他人をも子にして、一期永代不可譲之、  | 所領の譲渡について            | 譲る         | ○ | 島津道鑑貞久譲状案     | 島津文書          | 元徳3年8月9日      | 31490 |
| 57 | 若其可然無器量物者、雖為他人、此状趣守程器量候者、養子可譲与、喻亦雖為実子、如此無志之器量、以我志計譲与事、努努不可有、                               | 所領の譲渡について            | 譲与         | ○ | 熊谷直勝譲状        | 熊谷家文書         | 元徳3年3月5日      | 31376 |
| 58 | 凡当御庄者、口以宣旨被立券庄号口以降曾停止国衛之綺了、而寄事於左右、令致濫妨条、非沙汰之限、敢不可信用者也、                                     | 荘園における国衛の濫妨とその主張について | 信用         | ○ | 頼尊衆議奉書案       | 東寺百公文書は       | (正和3年)10月4日   | 25249 |
| 59 | 而壹段買券お両村人書分て、座衆中預置候処、島分お引失之間、為向後亀鏡、所書改也、若千万一称有本証文、雖致違乱、更不可被信用者也、                           | 買券について               | 信用         | ○ | 近江奥島荘村人置文     | 近江奥津島神社文書     | 嘉暦元年5月23日     | 29509 |
| 60 | 余部村浄妙知行分(除女子分) 田子大道西在家等者、祖父行妙被讓孫子新左衛門尉家継(家明親父) 事者、弘安九年也、道於被立替事者、弘安二年也、而何子孫毛本大道於堺与申事不可有、    | 所領の境界について            | (本大道を堺と)申す | ○ | 浄妙(留守家政)譲状    | 陸奥留守文書        | 正安2年5月21日     | 20788 |
| 61 | 如此令申候処、妙音講同日候けり、是は如法内々事候、不可及被申出候也、但孝重朝臣令参者、御遊之外俗人などはん子細候はしと覚候、不被参之条、無念候へとも、以家重可擬御参候也、      | 妙音講実施について            | 申出づ        | ○ | 後醍醐天皇消息       | 武藏静嘉堂文庫蔵      | (元弘3年?)       | 32779 |
| 62 | さて此分ハ、不可及被申入候と尋候つれハ、左候、此条ハ不可有子細候と申候き、此上ハ念御申状御沙汰あるへく候覧、                                     | 国衛濫妨停止の沙汰の要求について     | 申入る        | ○ | 寛嚴書状          | 東寺百公文書は       | (正和3年力)11月3日  | 25286 |
| 63 | 上の御使者依被申候、預所田所当米相催候へハ、未雑掌職を替と不蒙仰上ハ、所当米不可進上候由、先定使申候付候てハ、何様と候へきに候やらん、                        | 所当米の進上について           | 進上         | ○ | 大和平野殿荘下司市熊丸書状 | 東寺百公文書と       | (延慶3年)11月23日  | 24118 |
| 64 | 一 子共アマタ雖有之、皆成父子敵対之間、事々不孝畢、若号直勝之子孫、聊此跡煩申輩出来之時者、為不孝子孫之上者、弥可為死骸敵対、父子敵対、不可及一言是非、若左様之時者、直可申行重科、 | 違反子孫の対応について          | 是非         | ○ | 熊谷直勝譲状        | 熊谷家文書         | 元徳3年3月5日      | 31376 |
| 65 | 若此作所ヲ口口時ハ、本来ヲ令返進候、妙法房外ハ、他人ノ不可有請返コト状如件、   | 所職の売却について            | 請け返す       | ○ | 尼妙法作所職去文      | 東大寺文書四ノ八十三    | 嘉元4年2月11日     | 22524 |
| 66 | 右、件田圃、…所沽却河原道音御房也、伍ヶ年中者不可請返之候、其後者、雖何年、十一月仁本物伍拾陸石六斗(仁天)可請返候、                                | 田地の売却について            | 請け返す       | ○ | 安富寂猷泰長田地等売券   | 肥前深江文書        | 元徳2年9月12日     | 31205 |
| 67 | 文保三年ヨリ陸年間ハ、不可請返、若六年間二河成タラハ、本銭ヲ可弁、  | 田畠の請返について            | 請け返す       | ○ | 行宝田地売券        | 高野山文書又続宝簡集三十六 | 文保3年2月25日     | 26956 |
| 68 | 心中ハいかに雖無等閑候、不可叶之次第ハ、時に一兩年雑掌之扶持とも思食候て、用途ヲ御沙汰候へと存候、付惣別、不可存疎略候之間、如此まで申候也、                     | 用途の沙汰について            | 疎略に存ず      | × | 嚴而書状          | 東寺百公文書は       | (正和3年力)11月26日 | 25305 |
| 69 | 将又、以同所内野在家田圃者、惟重讓甥河北又三郎信重(今者死去)之間、是又一分庶子也、争不可有惣願庶子号之由、可掠申之哉、                               | 惣領職等の譲渡について          | 惣領の庶子を号す   | ○ | 渋谷別当次郎丸代申状    | 入来院寺尾文書       | 正中2年6月        | 29141 |
| 70 | 行末まで如此申候趣、更々不可有相違候也、   | 春宮の猶子の件について          | 相違         | ○ | 後宇多上皇書状       | 久我家文書十一       | 正安3年4月27日     | 20777 |
| 71 | 般若会事、不可有相違之由承候之条、殊以恐悦思給候、  | 般若会の延引について           | 相違         | ○ | 真尊書状          | 摂津勝尾寺文書       | (乾元2年?)正月25日  | 21404 |
| 72 | いかなるしんき御徳政候とも、不可有相違候、  | 屋敷田地の売却について          | 相違         | ○ | 良慶屋敷田地売券      | 安芸小田文書        | 延慶3年5月10日     | 23990 |

辛 島 美 絵

|    |  |              |        |   |            |                 |              |       |
|----|--|--------------|--------|---|------------|-----------------|--------------|-------|
| 73 | 限永代、汲部浦中村四郎二郎大夫殿二、奉活渡処実正也、然者、於後々、彼山二相違煩不可有者也、  | 山の売却について     | 相違煩い   | ○ | 汲部大夫山売渡状   | 若狭秦金藏文書         | 延慶3年8月28日    | 24049 |
| 74 | 但値賀村関東御公事、是拾町也、而□□五段之御公事者、久曾寿可勤仕、今捌町五段之事、与三可勤仕、如此坪を定上八、相互不可相論、   | 所領の譲渡について    | 相論     | ○ | 源孝田地屋敷処分状  | 肥前有浦文書          | 正和2年□月10日    | 25096 |
| 75 | 然而、彼本悉幼稚間、一切不可有罪科候、然者、件名田等於、為伯父定縁仁預給候天、彼子息生長之程、可扶持仕候、彼成仏三郎自元非一体同心身候上者、於向後曾以不可有其議候、                         | 名田の管理について    | 其議(異議) | ○ | 定縁請文       | 東寺百公文書へ         | 文保元年7月晦日     | 26290 |
| 76 | 又後々御とくせいと申事雖候、其全不可有、   | 山の売却について     | 其(徳政)  | ○ | 坂上重国山売券    | 若狭秦金藏文書         | 延慶3年11月4日    | 24110 |
| 77 | 但公家・武家より御とくせいと申事雖与給、其儀不可候、   | 土地の売却について    | 其儀(徳政) | ○ | 安冠者売券      | 若狭秦金藏氏文書        | 嘉元4年11月23日   | 22773 |
| 78 | 右、件田地所当米事、毎年一石…無懈怠可沙汰進候、天下一同口損亡之外、不可申損亡候、  | 田地の所当米について   | 損亡と申す  | ○ | 観音次郎田地売買請文 | 百巻本東大寺文書五十八巻    | 元徳2年12月2日    | 31296 |
| 79 | 于今不入見参候之条、遣恨候、於吉田常便宜候しも、被思出候、旁不可有等閑之由、深相存候、  | 受戒を遂げることについて | 等閑     | ○ | 後宇多上皇書状    | 山城仁和寺文書         | (徳治2年)9月20日  | 23049 |
| 80 | 彼井料田事、委細承候了、明日可被差下御使之由、同承候畢、被打渡井料田候者、溝又如元可堀通候之条、不可有異儀候歟、是も明日可下知候、更不可有等閑候也、                                 | 井料田の打渡について   | 等閑     | ○ | 道恵書状       | 東寺百公文書や         | (徳治3年)7月3日   | 23310 |
| 81 | 此上者、無さ右悪行者とも候ハハ、急御出京候て、被申行者、集会可有御沙汰候也、返々歎入候、…、刑部卿僧都折節在京間、其口以テ能々御所へハ申入候了、自十二日、可参籠□□候、猶々無勿体候、更不可有等閑候之由、可申付候、 | 悪行者の件について    | 等閑     | ○ | 成全書状       | 国会図書館蔵明王院文書     | (文保元年)7月13日  | 26265 |
| 82 | 伊香立土民悪行候、先度以御力者被仰下候之上者、於今者狼藉之儀よも候ハシとこそ存候へ、明日可寄之由、風聞候らん、不被信用候、若猶悪行候ハハ、争無厳密之御沙汰候哉、領家方定被申沙汰候歟、旁不可有等閑候、        | 土民悪行について     | 等閑     | ○ | 某書状        | 京都大学蔵明王院文書      | (元応2年カ)7月15日 | 27524 |
| 83 | 致無式之忠功者、為上争不被行其賞候哉、依奉公之厚薄、御恩等事、可有御計候也、更不可有御等閑之儀、   | 恩賞について       | 等閑     | ○ | 源覚奉書       | 内閣文庫蔵大乘院文書雑々引付三 | (元応2年カ)7月25日 | 27527 |
| 84 | 明日可有入御之旨、輔貞語申候、減氣のうゑハ、此雨に定路次もあしく候らん、不可有入御候、  | 相手の来訪について    | 入御     | ○ | 金沢貞顕書状     | 金沢文庫文書          | (文保元年?)      | 26139 |
| 85 | 抑天下一同二御徳誓トイウトモ、此田ニワ全其悩不可有者也、   | 田地の売却について    | 悩み     | × | 甘南井長吉田地売券  | 摂津勝尾寺文書         | 嘉元3年12月11日   | 22413 |
| 86 | 一 彼供僧以下曾不可有煩、増至寺家田畠山河栗林等、聊不可有違乱煩、若下地損亡之時者、於地頭沙汰可入立、何々事々未代無退転之様、可有計、  | 所領の管理について    | 煩い     | ○ | 熊谷直勝讓状     | 熊谷家文書           | 元徳3年3月5日     | 31376 |
| 87 | 此外肯定置旨、付公私有被別臨時夫直米仰下事者、於売主沙汰可経入之、不可懸買主煩、背此旨、被致煩者、可被申行別科、   | 臨時の税について     | 煩を懸く   | ○ | 源頼親在家売券案   | 上野長楽寺文書         | 文保2年10月18日   | 26809 |
| 88 | 兼又檢皮着岸候哉、如員□候やらん、自何日可被始□□、委細可承候、此檢皮自熊野到来之由ハ、不可有御披露候、   | 檢皮の到来について    | 披露     | ○ | 金沢貞顕書状     | 金沢文庫文書          | (文保元年?)      | 26190 |
| 89 | 仍亡母平氏死去之時、家継下向之間、此等子細、書載讓状之上者、不可有不審也、  | 所領の譲渡について    | 不審     | × | 浄妙(留守家政)讓状 | 陸奥留守文書          | 正安2年5月21日    | 20788 |
| 90 | 百姓等申状二通お、付所下文(云々)、一通者所務事預所使者下知状お持来事不審也云々、…、奉行之中二披露之処、…又預所事、不可及不審、先日之状公文奉書也、以此旨、可申下之由、奉行人等評定了、              | 下知状の信頼性について  | 不審     | × | 東寺公文頼尊奉書   | 東寺百公文書彙         | (嘉元2年)7月27日  | 21920 |

日本語史資料としての仮名文書

|     |  |             |           |   |                 |                |            |         |
|-----|--|-------------|-----------|---|-----------------|----------------|------------|---------|
| 91  | 預所申云、於清左近男者、得先年榮実之語、所々悪党乱入之時、彼男之許二竈置之間、武家両使者令入部、沙汰居難掌之時、依彼心操露顯賤、於預所不可存不忠之由、御使召起請文、与預所畢、于今帶之、 | 罪人の心操について   | 不忠と存ず     | × | 伊予弓削島莊百姓・預所問注記録 | 東寺百公文書         | (正和3年?)    | 25364   |
| 92  | 二宮禪門事、就公私驚歎無極候、御用人已及五六人帰泉、非直事候歟、不可不慎候、   | 二宮禪門の死去について | 不慎        | × | 倉栖兼雄書状          | 金沢文庫文書         | (徳治2年)2月2日 | 22846   |
| 93  | 一 同庄預所令歎申間事、右、所歎申非無其謂歟、所詮、庄家牢籠間、別進米五石・大豆一石可被返免之也、口者、云庄務間事、云武家沙汰等、不可及御扶持、一向為預所之沙汰、可致其沙汰也、     | 年貢について      | 扶持        | ○ | 東寺評定事書          | 東寺百公文書ル        | (嘉元4年力)    | 22693   |
| 94  | 相互身としても、人をかたらいても、腹黒害心の意、不可存候、若此条偽申候者、…   | 同盟の契約について   | 腹黒害心の意を存ず | × | 藤原行義・同真義契約起請文   | 大隅志々日文書        | 嘉暦2年8月25日  | 29943   |
| 95  | 若以後日、此畠をは売放給事候ハハ、速本直物をもて、可被給之者也、全不可有他人之妨、  | 畠地売却について    | 妨げ        | ○ | 布敷宗久畠地売券        | 摂津勝尾寺文書        | 正安2年12月10日 | 20680   |
| 96  | 右、つるいぬ丸に、えいたいをかきりて、ゆつりわたすところ也、不可有後日妨之状如件、  | 所領の譲渡について   | 妨げ        | ○ | 深堀時頼(時仲)時通連署讓状  | 肥前深堀家文書        | 正安4年5月24日  | 21080   |
| 97  | 右、件か所の田者、千松女相伝田也、而依有直要用、現銭陸貫参百文、千松女手より、限永代、安三郎殿、本券文宅通相副、売渡奉所実也、全以他妨不可有ものなり、                  | 田地の売却について   | 妨げ        | ○ | 千松女田地売券         | 東寺百公文書リ        | 乾元2年2月8日   | 21355   |
| 98  | 御公事者、類地かゝりて、売人つとむへきもの也、於後々未代、不可有他人妨者也、   | 田地の売却について   | 妨げ        | ○ | 西信田地売券          | 摂津勝尾寺文書        | 嘉元2年11月23日 | 22033   |
| 99  | 其故者、永吉之先祖重代為開発主間、今更無本証文、全不可有他妨者也、  | 田地の売却について   | 妨げ        | ○ | 甘南井長吉田地売券       | 摂津勝尾寺文書        | 嘉元3年12月11日 | 22413   |
| 100 | 但此外無所益、本券文三通アイソウル也、雖後々未代、不可有他人妨者也、   | 畠地の売却について   | 妨げ        | ○ | 尼宝阿弥陀仏畠地売券      | 摂津勝尾寺文書        | 延慶元年12月16日 | 23482.1 |
| 101 | 右、件地者、教道代々相伝之地也、而依有急用、直銭参拾貳貫文仁、限永代、相副本証文、平氏女口所売渡進也、後日更不可有他妨、                                 | 土地の売却について   | 妨げ        | ○ | 教道屋地売券          | 九条家文書          | 延慶3年7月3日   | 24019   |
| 102 | 弘安年中之片宣諸官評定文以下之文書等にまかせて、こと々々に一子鶴夜双丸に、所讓渡明白也、雖為後日、不可有他妨、                                      | 私領所従の譲渡について | 妨げ        | ○ | 頼舜私領所従讓状案       | 東寺百公文書へ        | 応長元年6月4日   | 24324   |
| 103 | 右、件畠元者、字中太郎先祖相伝之私領也、然依有直要用、…限永代売渡所、明白実也、但此畠八月廿日之ソウセム米也、但此外無所益、本券口口口雖後々未代、不可有他人妨者也、           | 畠地の売却について   | 妨げ        | ○ | 中太郎畠地売券         | 摂津勝尾寺文書        | 応長2年2月16日  | 24528   |
| 104 | 但、雖可相副次第文書等、依蓮念不能副加者也、雖為後々未代、更不可有他人妨、  | 田畠の譲渡について   | 妨げ        | ○ | 蓮念田畠讓状案         | 東寺百公文書を        | 正和元年6月2日   | 24610   |
| 105 | 限永代、相渡本券文宅通、売渡進所明白実也、但御公事内、京上御たきゝハ、本作売人つとめ候へきもの也、その外ハ方れいまかすへし、於後日未代、不可有他人妨者也、                | 田地の売却について   | 妨げ        | ○ | 弥藤次田地売券         | 摂津勝尾寺文書        | 正和元年11月13日 | 24696   |
| 106 | 右、つるいぬ丸二、えいたいをかきりて、ゆつりわたすところ也、不可有後日妨之状如件、  | 所領の譲渡について   | 妨げ        | ○ | 深堀孫房丸(時明)申状案    | 肥前深堀家文書        | 正和2年11月 日  | 25054   |
| 107 | 口口口者、阿満女相伝之私領也、而依有直口口口銭以貳貫伍百文、おうともものうちの女、限永口口口書一通そゑて、所売渡進実也、…、子々孫々向後更不可有他妨者也、                | 田地の売却について   | 妨げ        | ○ | 阿満女田地売券         | 九条家文書          | 正和5年5月2日   | 25831   |
| 108 | くたんのふくらきあみのあみはハ…内浦の中權守二人して、うつへき物也、このゝちハ、更に他妨不可有物也、   | 網場の権利について   | 妨げ        | ○ | 地頭代宗守下文         | 若狭秦金藏氏文書       | 文保元年10月 日  | 26414   |
| 109 | 右、件畠地者、…、限永代、大野阿忍御房奉売渡事実也、不可有他妨者也、   | 田畠の売却について   | 妨げ        | ○ | 得珍・得千田畠売券       | 高野山文書 統宝簡集 六十七 | 文保2年10月29日 | 26824   |

|     |   |                   |           |   |                 |                       |              |       |
|-----|---|-------------------|-----------|---|-----------------|-----------------------|--------------|-------|
| 110 | 本券文四通相副、売渡進了、全不可有他妨者也、  | 田地の売却について         | 妨げ        | ○ | 為重田地売券          | 高野山文書<br>又統宝簡集<br>五十二 | 正中2年12月7日    | 29279 |
| 111 | 右、件田者、比丘尼如称相伝之地也、雖然、字阿古女仁、限永代、所讓与実也、更不可有他人之妨者也、   | 田地の譲渡について         | 妨げ        | ○ | 尼如称田地讓状         | 摂津勝尾寺文書               | 正中3年4月14日    | 29465 |
| 112 | 於彼田地・屋敷者、永為源氏女分領、不可有覚法之妨、   | 田地屋敷の譲渡について       | 妨げ        | ○ | 六波羅下知状          | 早稲田大学<br>所蔵佐草文書       | 嘉暦2年4月23日    | 29820 |
| 113 | 右、件水田元者、尼真妙相伝之私領也、而字虎松女讓与者也、即雖可手繼副渡、惣目錄タル間、不能副渡、本券之面ヲ毀畢、更以不可有他妨者也、  | 田地の譲渡について         | 妨げ        | ○ | 尼真妙田地讓状         | 内閣文庫蔵<br>大和国古文書       | 嘉暦3年6月 日     | 30300 |
| 114 | 一 具足事、重代鑑以下、フシナワメ以下、其外事者、不及注、一分不可有他妨、事々讓与畢、   | 具足等の譲渡について        | 妨げ        | ○ | 熊谷直勝讓状          | 熊谷家文書                 | 元徳3年3月5日     | 31376 |
| 115 | 一 下人共事、不嫌男女老若、一人不可有他妨、事々讓与畢、年来物共可不便之由、有代々遺言、能々存其旨、可不便也、   | 下人の譲渡について         | 妨げ        | ○ | 熊谷直勝讓状          | 熊谷家文書                 | 元徳3年3月5日     | 31376 |
| 116 | 右、所領等并所従等、随有子息市河大輔阿闍梨豪運尔、所讓渡也、次第証文等相副之、令讓与之上者、敢不可有他妨、   | 所領等の譲渡について        | 妨げ        | ○ | 尼如実讓状           | 東寺百公文書レ               | 元弘3年11月5日    | 32663 |
| 117 | 此かきわけを本券として、相伝せしめ給候て、更二末代と申とも、他人の妨不可有物也、  | 屋敷地の分配相伝について      | 妨げ        | ○ | 光念等屋敷地処分状       | 尊經閣古文書叢十五             | 徳治3年7月 日     | 51869 |
| 118 | 右、件屋敷者、さきの津清屋敷也、但依為子、かたのこくとの代渡シテ、限永代、原大夫殿所讓渡実也、若於此屋敷者、雖為向後、不可有親類・兄弟・子々祖継者也、   | 屋敷の譲渡について         | 嫌（「妨げ」か？） | × | さきの津清坊屋敷讓状      | 播磨肥塚文書                | 元亨2年8月9日     | 52020 |
| 119 | 此外不可有万雑公事、  | 田地の税について          | 万雑公事有り    | ○ | 阿満女田地売券         | 九条家文書                 | 正和5年5月2日     | 25831 |
| 120 | 毎年十一月中に、可令運上寺庫者也、更寄事於左右、雖為一塵、不可致未進懈怠、若自今以後、背此儀、申子細者、…神罰冥罰を、件百姓等每身毛穴、可蒙者也、   | 年貢納について           | 未進懈怠      | ○ | 丹波大山荘一井谷百姓等起請文  | 東寺百公文書や               | 文保2年6月14日    | 26707 |
| 121 | 於下地者、本所雜掌可撰取之由、今年二月十八日重御下知分明也、此上者、不可有予儀候之處、以不遂其節、而于今可被送旬月候哉、  | 下地について            | 予儀        | ○ | 東寺十八口供僧評定事書     | 東寺百公文書ル               | 嘉元4年9月(11日)  | 22725 |
| 122 | 寄事於左右、為令難渋御公事、構出無窮今案、剩令違背院宣并長官御下知、全不可用年預職之由、言上之条、自由之帳行、尤仰上裁候、   | 訴陳における相手方の言い分について | 用いる       | ○ | 伴重方陳状案          | 壬生家文書                 | (徳治2年)4月10日  | 22934 |
| 123 | 乘南問答し候之様ハ、年貢塩上候ぬ、無子細候處二、謀書して入候間、不可用、先預所を被補候てハ、公人不被下、又ハ謀書人なりと被定置て候、弁房神妙候て、被仰下、定実心、日来競望事有之間、都不可叙用候由、百姓等二令下知候とて、使者罷返了、 | 謀書について            | 用いる       | ○ | 実心書状            | 東寺百公文書お               | (元亨4年力)2月16日 | 28673 |
| 124 | 預所申云、常石八郎七月七日入部之時者、弁房之代官沙汰人相共不可用之由、依違問答、同十一日退散庄家畢、  | 代官等の解任について        | 用いる       | ○ | 伊予弓削島荘百姓・預所問注記録 | 東寺百公文書ヨ               | (正和3年?)      | 25364 |
| 125 | 抑御依早損亡之由、百姓等令令申訴訟候、以外事候、今被下行濃断候之上者、就作毛之善悪、不及論其損否候賦、就中、不可求例於他所候、   | 作毛の善悪について         | 例を求む      | ○ | 伊勢大国荘雜掌申状案      | 東寺百公文書ほ               | (正安2年)8月15日  | 20578 |
| 126 | 金沢谷殿御事に、愚老養子之間、禁忌事、富士宮司か申候なるハ、百廿ケ日候。子息等ハ、不可有其憚之由、同令申之間、   | 養母死去の服喪について       | 憚り        | × | 崇顕金沢貞頭書状        | 金沢文庫文書                | (元徳元年9月24日)  | 30737 |
| 127 | 御祈祷事、猶々不可有御懈怠候、   | 祈祷の実施について         | 懈怠        | ○ | 倉栖兼雄書状          | 金沢文庫文書                | (嘉元3年)5月16日  | 22218 |
| 128 | 修行相応日時、若於本書被勘出事候者、必々可示給候也、長日行法雖不可懈怠、猶又取別日時相応之時、殊可勵自行之由、思給候之間、本説不審候也、必々可示給候、   | 長日行法の日取りについて      | 懈怠        | ○ | 花園上皇書状          | 山城曼殊院文書               | (元弘元年8月)     | 31587 |

日本語史資料としての仮名文書

|     |   |           |    |   |              |         |           |       |
|-----|---|-----------|----|---|--------------|---------|-----------|-------|
| 129 | 此条、親父時行与伯父仲家、各別之番也、但如謀陳状者、為仲家訴人歟、又何海得分哉、荒涼之陳詞也、更不可相綺件番、 | 陳状の内容について | 綺う | ○ | 深堀孫房丸(時明)申状案 | 肥前深堀家文書 | 正和2年11月 日 | 25054 |
| 130 | 将又、於彼母候天毛、彼名田等仁私綺候事不可有候、                                | 名田の管理について | 綺う | ○ | 定縁請文         | 東寺百合文書へ | 文保元年7月晦日  | 26290 |